

鹿 児 島 県 公 報

平成25年1月18日（金）第2873号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 地域森林計画の決定（森林経営課取扱い） 1
 ○保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 1
 ○保安林の指定施業要件の変更（森づくり推進課取扱い） 2
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 2
 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（介護福祉課取扱い） 3
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 3
 ○土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 3
 ○団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする決定（農地整備課取扱い） 4
 ○土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課取扱い） 4
 ○土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課取扱い） 4
 ○都市計画道路事業の認可（都市計画課取扱い） 6
 ○建築士法に基づく都道府県指定登録機関の指定（建築課取扱い） 6
 ○建築士法に基づく指定事務所登録機関の指定（建築課取扱い） 7
 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）
 （鹿児島地域振興局取扱い） 7
 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止
 （始良・伊佐地域振興局取扱い） 7
 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（3件）
 （大隅地域振興局取扱い） 8
 （大島支庁取扱い） 8
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により大隅地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 森林計画区の名称
大隅森林計画区（鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡及び肝属郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
西之表市伊関字一葉山1326番1，字大開1333番1，字御前開キ1342番1，字蕨ノ打跡1346番1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については，主伐は，択伐による。
字蕨ノ打跡1346番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
肝属郡肝付町岸良字小森1711番1，1711番57から1711番103まで，1711番120，1713番22から1713番24まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社エイト	出水市平和町	有限会社エイト	出水市平和町	谷山 道子	平成24年	福祉用具

ワン	331番地2	ワン	331番地2		11月30日	貸与
----	--------	----	--------	--	--------	----

鹿児島県告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
橋友会介護支援センター	志布志市志布志町志布志2-28-12	社会福祉法人橋友会	志布志市志布志町志布志2-27-1	橋口 衛	平成25年1月31日	居宅介護支援

鹿児島県告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社エイトワン	出水市平和町331番地2	有限会社エイトワン	出水市平和町331番地2	谷山 道子	平成24年11月30日	介護予防福祉用具貸与

鹿児島県告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、肝属中部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 藏ヶ崎俊光 鹿屋市下堀町2941番地4
 理事 福永 清巳 鹿屋市横山町2225番地2
 理事 大脇 義隆 鹿屋市南町4132番地7
 理事 木下 和明 鹿屋市大始良町1717番地
 理事 宮園 義弘 鹿屋市獅子目町881番地2
 理事 萩崎 英珍 鹿屋市吾平町上名2491番地1
 理事 山本 治 鹿屋市吾平町上名5656番地
 理事 東桂木満州男 鹿屋市吾平町麓1843番地
 理事 柳 一夫 肝属郡肝付町後田8400番地
 理事 前村 光昭 肝属郡肝付町後田4089番地
 理事 鶴田 健一 肝属郡肝付町前田207番地1
 理事 福永 俊昭 肝属郡肝付町前田512番地4
 理事 永野 和行 肝属郡肝付町後田2417番地1
 監事 下仮屋勝哉 鹿屋市浜田町1006番地
 監事 永山 裕人 鹿屋市吾平町上名4785番地3
 監事 重田 寅男 肝属郡肝付町新富3856番地1
 （任期 平成24年12月10日から平成28年3月31日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事	藏ヶ崎俊光	鹿屋市下堀町2941番地 4
理事	福永 清巳	鹿屋市横山町2225番地 2
理事	大脇 義隆	鹿屋市南町4132番地 7
理事	木下 和明	鹿屋市大始良町1717番地
理事	宮園 義弘	鹿屋市獅子目町881番地 2
理事	萩崎 英珍	鹿屋市吾平町上名2491番地 1
理事	山本 治	鹿屋市吾平町上名5656番地
理事	東桂木満州男	鹿屋市吾平町麓1843番地
理事	柳 一夫	肝属郡肝付町後田8400番地
理事	前村 光昭	肝属郡肝付町後田4089番地
理事	鶴田 健一	肝属郡肝付町前田207番地 1
理事	福永 俊昭	肝属郡肝付町前田512番地 4
監事	下仮屋勝哉	鹿屋市浜田町1006番地
監事	永山 裕人	鹿屋市吾平町上名4785番地 3
監事	重田 寅男	肝属郡肝付町新富3856番地 1

鹿児島県告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、鹿児島市が行う土地改良事業団体営村づくり交付金吉野地区下川上換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年1月21日から同年2月18日まで
- 縦覧場所
鹿児島市役所農地整備課

鹿児島県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	出水市	急・諏訪馬場 3
土石流	出水市	土・前田 3

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	出水市	急・諏訪馬場3
土石流	出水市	土・前田3

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第40号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	志布志市	急・大谷3，急・大谷4，急・野中田1，急・宮下1，急・黒土田1，急・丸尾1，急・黒土田2，急・大野原1，急・大野原2，急・丸尾2，急・丸尾3，急・前田2，急・前田3，急・中段1，急・中原3，急・堀内1，急・前畑2，急・黒石1，急・大崎1，急・井手段1，急・井手段2，急・井手段3，急・井手段4，急・新村2，急・中村5，急・小水流1，急・中村3，急・中村4，急・大野1，急・関屋1，急・上小西2，急・水ヶ迫1，急・水ヶ迫2，急・清水2，急・清水3，急・六月坂1，急・向川原3，急・仮屋6，急・草場1，急・草場2，急・猜ヶ宇都1，急・坪山1，急・千田1，急・早馬1，急・早馬2，急・中谷1，急・中谷2，急・中谷3，急・東谷1，急・野吉1，急・吉村1，急・野吉2，急・吉村2，急・中原1，急・中原2，急・仮屋7，急・草場3，急・草場4，急・前畑1，急・小松1，急・西原迫1，急・吉村3，急・東谷2，急・早馬3及び急・野吉3
土石流	志布志市	土・大谷1，土・大谷2，土・大谷3，土・宮下1，土・柳井1，土・石踊1，土・北ノ又1，土・西谷口1，土・関屋1，土・草場1，土・千田1，土・小松1，土・中谷1，土・東谷1，土・早馬1，土・東谷2，土・野吉1，土・通山1，土・通山2，土・通山3及び土・松原1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	志布志市	急・大谷3, 急・大谷4, 急・野中田1, 急・宮下1, 急・黒土田1, 急・丸尾1, 急・黒土田2, 急・大野原1, 急・大野原2, 急・丸尾2, 急・丸尾3, 急・前田2, 急・前田3, 急・中段1, 急・中原3, 急・堀内1, 急・前畑2, 急・黒石1, 急・大崎1, 急・井手段1, 急・井手段2, 急・井手段3, 急・井手段4, 急・新村2, 急・中村5, 急・小水流1, 急・中村3, 急・中村4, 急・大野1, 急・関屋1, 急・上小西2, 急・水ヶ迫1, 急・水ヶ迫2, 急・清水2, 急・清水3, 急・六月坂1, 急・向川原3, 急・仮屋6, 急・草場1, 急・草場2, 急・猜ヶ宇都1, 急・坪山1, 急・千田1, 急・早馬1, 急・早馬2, 急・中谷1, 急・中谷2, 急・中谷3, 急・東谷1, 急・野吉1, 急・吉村1, 急・野吉2, 急・吉村2, 急・中原1, 急・中原2, 急・仮屋7, 急・草場3, 急・草場4, 急・前畑1, 急・小松1, 急・西原迫1, 急・吉村3, 急・東谷2, 急・早馬3及び急・野吉3
土石流	志布志市	土・大谷1, 土・大谷2, 土・大谷3, 土・宮下1, 土・関屋1, 土・草場1, 土・千田1, 土・小松1, 土・中谷1, 土・東谷1, 土・早馬1, 土・東谷2, 土・野吉1, 土・通山1, 土・通山2, 土・通山3及び土・松原1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 鹿児島都市計画道路事業
(2) 名称 3・5・70号谷山支所前通線
- 3 事業施行期間
平成25年1月18日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
鹿児島市谷山中央七丁目地内
(2) 使用の部分
なし

鹿児島県告示第43号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の規定により、都道府県指定登録機関を次のとおり指定した。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都道府県指定登録機関の名称及び住所
社団法人鹿児島県建築士会
鹿児島市新屋敷町16番301号県住宅供給公社326号室
- 2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
鹿児島市新屋敷町16番301号県住宅供給公社326号室
- 3 二級建築士等登録事務の開始の日
平成25年4月1日

鹿児島県告示第44号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の規定により、指定事務所登録機関を次のとおり指定した。

平成25年1月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定事務所登録機関の名称及び住所
社団法人鹿児島県建築士事務所協会
鹿児島市上荒田町29番33
- 2 事務所登録等事務を行う事務所の所在地
鹿児島市上荒田町29番33
- 3 事務所登録等事務の開始の日
平成25年4月1日

鹿児島地域振興局告示第3号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年1月18日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション日吉いこの会	日置市吹上町永吉3813番地	株式会社日吉いこの会訪問介護事業所	日置市吹上町永吉3813番地	南 清春	平成24年12月1日	居宅介護・重度訪問介護

鹿児島地域振興局告示第4号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年1月18日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
iテラス	いちき串木野市曙町95番地	医療法人いとう耳鼻科	いちき串木野市曙町95番地	伊東 一則	平成25年1月1日	就労移行支援

始良・伊佐地域振興局告示第2号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年1月18日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
フラワーホーム ホームヘルプサービス	霧島市溝辺町麓 947番地3	社会福祉法人山 陵会	霧島市溝辺町麓 947番地3	徳永 正義	平成24年 9月30日	居宅介護 ・重度訪 問介護

大隅地域振興局告示第1号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年1月18日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションかのや ジャム	鹿屋市笠之原町 44番15-1号	ジャムプロジェ クト株式会社	鹿屋市笠之原町 44番15-1号	重田 安夫	平成24年 10月1日	居宅介護 ・重度訪 問介護

大隅地域振興局告示第2号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年1月18日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ファミリーく しら	鹿屋市串良町岡 崎2361	株式会社ファミ リアー	大阪府寝屋川市 本町16番1号か わちビル2階1 号室	池田 睦郎	平成24年 10月17日	居宅介護 ・重度訪 問介護

大島支庁告示第1号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年1月18日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションエム・ケイ	奄美市名瀬長浜 町18番11号佐藤 ビル205号	有限会社エム・ケイ	大島郡龍郷町嘉 渡433番地4	岡田 憲治	平成24年 10月1日	同行援護

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 1 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
薩摩川内市隈之城町字城下1911番 1， 1912番 1， 1914番 1 及び1914番 2 並びに字城1437番
2， 1437番11， 1437番22及び1437番22地先水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
薩摩川内市中郷町2360番地 2
株式会社博善社
代表取締役 永田健一